

江別市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正等について

■趣 旨

「江別市地域公共交通計画」の策定に合わせ、必要な改正等を行うもの。

- 1 『江別市地域公共交通活性化協議会設置要綱』の一部改正
- 2 『江別市地域公共交通活性化協議会財務規程』の新設
- 3 『江別市地域公共交通活性化協議会公印規程』の新設

■主な概要

1 『江別市地域公共交通活性化協議会設置要綱』の一部改正

① 計画名等の文言整理 「地域公共交通網形成計画」→「地域公共交通計画」
② 委員任期に関する規定の追加 計画策定が終わるまでの期間を含めた任期とする規定
③ 書面審議に関する規定の追加 軽微な案件や特別な事情がある場合の書面開催規定
④ 事務局に関する規定の変更、追加 補助金申請や契約締結事務などについての専決規定など
⑤ 財務、監査、公印に関する規定の追加 補助金管理、契約などに必要な規定

2 『江別市地域公共交通活性化協議会財務規程』の新設

- ・ 国等の補助金を管理するための会計を設置する
- ・ 予算、決算は協議会に諮る
- ・ 出納事務は事務局員が行う
- ・ 経過措置規定

3 『江別市地域公共交通活性化協議会公印規程』の新設

- ・ 公印は、江別市地域公共交通活性化協議会会長之印とする
- ・ 公印は、寸法18ミリの丸型のものとする

江別市地域公共交通活性化協議会設置要綱

平成28年7月26日市長決裁

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の策定及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項などを協議し、市における持続可能な地域公共交通網の形成に資する取組を推進するため、江別市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 市内における地域公共交通のあり方に関すること。
- (2) 持続可能な地域公共交通網の形成に資する取組に関すること。
- (3) 形成計画の策定及び変更に関すること。
- (4) 形成計画に位置付けられた事業に関すること。
- (5) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市職員
- (2) 公共交通事業者
- (3) 道路管理者
- (4) 公安委員会
- (5) 地方公共交通の利用者
- (6) 学識経験者
- (7) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、第2条に規定する協議を継続する必要があると認めるときは、市長は、委員の任期を延長することができる。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて協議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議に出席することができない委員は、あらかじめ会長に代理人の氏名等を報告することにより、当該委員の属する団体又は機関に属する者を代理人として出席させることができる。~~ただし、公募により委員となった者については、この限りでない。~~
- 5 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見等を聴くことができる。
- 6 前項の規定にかかわらず、会長が軽微な案件であると認めるとき又は災害等やむを得ない事情により会議を開催することが困難と判断したときは、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(専門委員会)

第6条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、協議会委員のうちから会長が指名する。
- 3 専門委員会に委員長を置き、委員長は、専門委員会の委員の互選により定める。
- 4 委員長は、専門委員会の会務を総括する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、専門委員会の委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 この要綱に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

~~-(庶務)-~~

~~第7条 協議会の庶務は、企画政策部政策推進課において行う。~~

(事務局)

~~第7条 協議会の業務を執行するため、企画政策部に事務局を置く。~~

- 2 協議会は業務の適正な執行のため事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は企画政策部次長、事務局次長は同部政策推進課公共交通担当参事、事務局員は同課公共交通担当の職員をもって充てる。
- 4 事務局長は、次に掲げる事項を専決できる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。
 - (1) 事務局の運営に関すること。
 - (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
 - (3) 物品及び現金の出納に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。
- 5 事務局における文書の收受、配付、処理、保存その他文書に関し必要な事項は、江別市文書運行管理規程（平成8年訓令第10号）及び江別市文書編集保存規程（平成8年訓令第11号）の例による。

(経費及び財務)

第8条 協議会の運営に要する経費は、江別市の予算から執行するものとする。

2 協議会は、国や江別市から補助金や負担金を受けて実施する事業がある場合は、必要な経費について江別市地域公共交通活性化協議会会計を設置し管理するものとし、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(監査)

第9条 協議会に監査委員を2名置く。

2 監査委員は、会長の指名する委員がこれに当たる。

3 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。

4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(公印)

第10条 協議会の公印の種類は会長印とし、その他必要な事項は、会長が別に定める。

2 協議会の公印については、事務局において管理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

江別市地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

（目的）

第1条 この規定は、江別市地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第8条第2項に基づき、江別市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が、国等から補助を受けて実施する事業（以下「補助事業」という。）がある場合の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会計の設置）

第2条 前条の目的のため、江別市地域公共交通活性化協議会会計を設置する。

（予算）

第3条 協議会の予算は、負担金、補助金及びその他収入をもって歳入とする。また、補助事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会計年度は、補助事業のある年度の4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

3 前項の場合、協議会の会長（以下「会長」という。）は、予算を編成し、協議会に諮り、承認を得るものとする。

4 歳入予算の区分は、別表第1のとおりとする。

5 歳出予算の区分は、別表第2のとおりとする。

6 前2項の規定にかかわらず、臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

（出納及び現金等の保管）

第4条 協議会の出納は会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（協議会の出納員）

第5条 協議会出納員は、事務局次長及び事務局員とする。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会会計の出納その他会計事務をつかさどる。

（収入及び支出の手続き）

第6条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、江別市において定められている財務及び会計の例による。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

（決算等）

第7条 会長は、補助事業のある年度終了後、遅滞なく協議会の決算を調整し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、設置要綱第9条の規定に定められた監査員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

（補足）

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定

める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年●月●日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程施行前までの期間における協議会予算の取扱いについては、予算の性質が、国等から補助を受けて実施する事業に限定されていることから、国や江別市において協議会への補助金及び負担金の予算が確保されたことにより、協議会予算も確保されたものとして扱うものとする。

別表第1（第3条関係）

歳入予算の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の区分

款	項	目
1 事業費	1 事業費	1 事業費

江別市地域公共交通活性化協議会公印規程（案）

（目的）

第1条 この規定は、江別市地域公共交通活性化協議会設置要綱第10条に基づき、江別市地域公共交通活性化協議会の公印の種類、管理等について、必要な事項を定めるものとする。

（公印の種類）

第2条 公印の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 江別市地域公共交通活性化協議会会長之印

（公印のひな型及び寸法）

第3条 公印のひな型及び寸法は、別表のとおりとする。

（公印の台帳）

第4条 事務局長は、公印台帳（別記様式）を作成し、整理及び保存をしなければならない。

（公印の管理方法）

第5条 事務局長は、公印を厳正に取り扱い、使用しないときは、堅個な容器に納め、施錠のうえ保管するものとする。

（公印の新調、廃止）

第6条 公印を新調又は廃止するときは、事務局長の許可を得なければならない。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年●月●日から施行する。

別表（第3条関係）

ひな形	寸法
	18ミリメートル

別記様式（第4条関係）

公印名			
新 調	年 月 日	廃 止	年 月 日
理 由			理 由
印 影			書 体
			寸 法